として、また、五４．に示す「事務委任方式」の委任を受ける者として、関係者と連携しながら、実施主体の円滑な移行に主体的に取り組むものとする。実施主体の移行が完了するまでの間は、旅客以外の者に対する保安検査の実施主体としてこれを実施するものとする。

⑶　航空運送事業者等

航空運送事業を経営する者は、航空機を運航する立場として、輸送の安全を確保する責務を有しており、法の規定に基づき、航空機の運航や整備等各種の措置について輸送の安全を確保するために必要な基準に従って事業計画に定めた上で認可を受け、当該措置をとることが求められている。また、法第130条の２の許可を受けた者は、航空機を運航する立場として、航空運送事業を経営する者と同様の輸送の安全を確保する責務を有する。このため、航空運送事業者等は、航空機を運航し、その安全確保に責務を負うという立場から、航空機に係る航空保安対策、旅客と預入手荷物の照合、航空旅客取扱施設の管理者と連携した航空保安上必要となる旅客の適確な動線の確保、運航中の航空機で不審物が発見された際の必要な措置の実施等の航空保安対策を講じるものとする。

また、航空機強取行為や航空機の破壊に至るものでなくとも、法第73条の３及び第73条の４の安全阻害行為等についても、運航中の航空機内で保安要員である客室乗務員の業務を著しく阻害することとなれば他の旅客の安全の確保に影響を及ぼす可能性があり、危害行為とみなすことは可能である。このため、航空運送事業者等は、運航中にこういった行為が発生した際は法に基づき適切に対応を行うとともに、搭乗前であっても、そういった行為を引き起こす蓋然性が高いと認められる旅客等に対しては運送約款に基づき搭乗を拒否する等、その発生を未然に防止するための措置を適確に講じるものとする。

また、三３．及び四３．にそれぞれ示す保安検査及び預入手荷物検査の実施主体移行に向けた検討に参画し、実施主体の引継ぎを行う者として、関係者と連携しながら、実施主体の円滑な移行に主体的に取り組むものとする。実施主体の移行が完了するまでの間は、三３．及び四３．にそれぞれ示す保安検査及び預入手荷物検査の実施主体としてこれを実施するものとする。また、実施主体の移行が完了した後も、機内への持ち込みが禁止されている物品の旅客への周知、保安検査の効率的な実施のための旅客情報の空港等の管理者への提供、インライン検査後に開披検査が必要となった場合の旅客の特定等、保安検査等の円滑な実施に必要な協力を行うものとする。

⑷～⑾　（略）

２．航空保安対策に係る費用負担

航空保安対策に係る費用については、保安検査等、制限区域・ランドサイドに係る航空保安対策、航空貨物に係る航空保安対策等について、それぞれの措置の実施に当たってその責任を有する者をはじめとした関係者が負担しているところであるが、航空保安対策が国家安全保障上も重要であるとの認識に立ち、これまで取組を進めてきた先進的な検査機器の導入

⑶　航空運送事業者等

航空運送事業を経営する者は、航空機を運航する立場として、輸送の安全を確保する責務を有しており、法の規定に基づき、航空機の運航や整備等各種の措置について輸送の安全を確保するために必要な基準に従って事業計画に定めた上で認可を受け、当該措置をとることが求められている。また、法第130条の２の許可を受けた者は、航空機を運航する立場として、航空運送事業を経営する者と同様の輸送の安全を確保する責務を有する。このため、航空運送事業者等は、三３．及び四３．にそれぞれ示す保安検査及び預入手荷物検査の実施に加えて、航空機を運航し、その安全確保に責務を負うという立場から、航空機に係る航空保安対策、旅客と預入手荷物の照合、航空旅客取扱施設の管理者と連携した航空保安上必要となる旅客の適確な動線の確保、運航中の航空機で不審物が発見された際の必要な措置の実施等の航空保安対策を講じるものとする。

また、航空機強取行為や航空機の破壊に至るものでなくとも、法第73条の３及び第73条の４の安全阻害行為等についても、運航中の航空機内で保安要員である客室乗務員の業務を著しく阻害することとなれば他の旅客の安全の確保に影響を及ぼす可能性があり、危害行為とみなすことは可能である。このため、航空運送事業者等は、運航中にこういった行為が発生した際は法に基づき適切に対応を行うとともに、搭乗前であっても、そういった行為を引き起こす蓋然性が高いと認められる旅客等に対しては運送約款に基づき搭乗を拒否する等、その発生を未然に防止するための措置を適確に講じるものとする。

⑷～⑾　（略）

２．航空保安対策に係る費用負担

航空保安対策に係る費用については、保安検査等、制限区域・ランドサイドに係る航空保安対策、航空貨物に係る航空保安対策等について、それぞれの措置の実施に当たってその責任を有する者をはじめとした関係者が負担しているところであるが、航空保安対策が国家安全保障上も重要であるとの認識に立ち、これまで取組を進めてきた先進的な検査機器の導入